

捕獲実施計画書

年度	振興局名	地域名
令和7年度（2025年度）	日高	えりも

【基本情報】

住所等	土地所有者	メッシュ番号
幌泉郡えりも町字えりも岬（民有地、国有林立入禁止区域〔国指定〕）	民有地、 日高南部森林管理署	エ712

【捕獲事業の目標】

えりも町においては、令和5年度（2023年度）シカによる農林業被害額は約5,500万円で、日高管内全体における被害額4億3,400万円の約12%となっている。

また、北海道環境生活部が作成している「エゾシカ現況マップ」によると、令和4年度（2022年度）において、初冬～越冬期のシカの密度指標に当たるSPUE（狩猟努力量当たりの目撃数 頭/人日）は「42.52」と「シカの目撃は多い・森林への影響は最大」とされる「8.0以上」となっている。

このことから個体数調整のためにシカの捕獲を推進する必要がある。

地形及び周辺環境から銃猟が難しいほか、地元猟友会等からの聞き取り情報では一般狩猟及び被害防止を目的に含む許可捕獲でのシカの捕獲もほとんど実施されておらず、シカの採食圧増加による下層植生の衰退が著しく進行している。

【地区の概況】

条 件	状 況
生 息 状 況	・ シカは通年生息しており、町、鳥獣保護監視員、地元有識者等からの情報により、冬季には数百頭程度が越冬しているとみられている。
地 形	・ 襟裳岬の北側に広がる丘陵地帯にあり、森林と牧草地（採草地・放牧地）が混在する中に人家や畜舎等の建物が点在する場所である。 ・ 見通しのよい開けた場所は、平坦地が多くバックストップとなる地形が乏しく、また放牧地も多く、銃器を使用することが困難な場所が多い。
餌 資 源 量	・ 農耕地の牧草、林床や開放地のミヤコザサ、河川沿いの草本植物等、餌資源は豊富と思われる。
周辺環境	希少動植物 ・ 付近では、希少猛禽類の生息・行動場所に含まれると思われる。 人間活動 ・ 一帯には牧草地（採草地・放牧地）が多く、農作業が行われている。
そ の 他	・ 当該地区の東側及び北東側の海岸砂丘に造成されている国有林の防風林内3箇所、令和6年12月下旬から令和7年3月下旬にかけて、日高南部森林管理署による箱わなによるシカ捕獲が行われた。令和7年度も実施される見込み。

【猟法・捕獲手法】

- ・ 捕獲時期によっては、積雪状態で実施する可能性があることから、人員の投入や捕獲個体の搬出については、除雪を行った上で車両を使用するか、又は植生や希少猛禽類に十分配慮した上でスノー

モバイルの使用を検討する。

また、止め刺しについては、空気銃又は電気止め刺しにより行う。

- ・ わな設置後、想定した捕獲成果が見込まれない場合は、誘引方法、わなの構造等を検証し、必要に応じて捕獲手法の改善又は刷新を検討する。

※ **猟法・捕獲手法、実施体制及び有効活用に関する以下の記述は例であり、最適な手法を企画提案者が選定して提案してください。**

猟法（捕獲手法）	実施期間	場所	目標頭数	考え方
わな猟 (国有林内においては、くくりわなのみ)	事業開始～3月中旬	幌泉郡えりも町字えりも岬	40頭以上	周辺地域での実績を元に設定。 R3 えりも町目黒(囲いわな):42頭 R2 えりも町目黒(箱わな・囲いわな):58頭 R1 えりも町庶野・岬(大型・小型囲いわな):1頭

※詳細は企画提案者からのプロポーザル内容を踏まえて調整する。

【実施体制】

- ・ 捕獲事業について、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に委託する。
- ・ 事業計画や事後検証について、関係機関からなる調整会議を設置し、意見交換を行う。

区分	内容
わな猟	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲目標頭数を確実に達成できるよう、くくりわなと囲いわなを併用するか、くくりわなあるいは囲いわな的一方のみを使用するか検討し、実施する。 ・ わなの設置前に行う対象地域の調査により適切な候補地を選定する。必要に応じて自動撮影カメラを設置し、エゾシカの動向を把握する。 ・ 一度エゾシカが捕獲されたわなは、他の個体に警戒されている可能性が高いため、わなを移設するなどして捕獲効率の維持を目指す。 ・ 誘因餌を使用する場合は、ビートパルプ、穀類(ただし、ヒグマ誘因の危険性からコーン類を除く)等、地域特性に応じたものによる。なお、給餌に当たっては、餌は箱に入れるなど散逸しないようにする。 ・ ヒグマの錯誤捕獲及びわなに掛かったエゾシカによるヒグマの誘引を防ぐため、対象地域におけるヒグマの活動状況を考慮してわな猟を実施する。 ・ 見回りは、捕獲個体の損傷防止やヒグマの誘引防止のため、1日1回以上、各2名以上(うちハンター1名以上)の体制で行う。併せてわなの定期的な点検も行う。 ・ エゾシカ以外の鳥獣が錯誤捕獲された場合は、日高振興局に連絡の上、放獣する(アライグマは除く)とともに、捕獲の認知から放獣までの経緯を記録する(えりも町において駆除対象としている鳥獣又は種類の判別が困難な動物の場合は、日高振興局及びえりも町に連絡し、指示に従って対応する)。 ・ わなには、事業者名もしくは捕獲従事者名、住所、従事者証の交付者名、委託元、実施期間、及

	<p>び捕獲しようとする鳥獣の種類を記載した標識を見やすい場所に設置するとともに、わな設置地への道の入り口等、入込者や地域住民にわかりやすい場所に注意喚起標識を設置し周知する。</p> <p>・わなの設置に当たり、樹木に損傷を及ぼさないよう十分留意する。</p>
--	---

【関係法令、規制等】

規制内容	根拠法令等	概要	申請先	備考
鳥獣の捕獲	鳥獣保護管理法	従事者証の交付申請	北海道（振興局）	
入林届	国有林野の取扱い	国有林内への入林に先立ち届出が必要	日高南部森林管理署	
不動産貸付	-	わな設置に伴う土地の形質の変更	高橋牧場	

【有効活用】

- ・ 捕獲個体については可能な限り有効活用する。
- ・ 捕獲個体は、捕獲場所において止め刺し後、速やかに有効活用先に引き渡す。
- ・ ペットフード原料として利用できない個体が発生した場合は、一般廃棄物として適切に処理する。

〈受入可能な処理施設〉

区分	対象	主な搬出先	住所
食肉活用	生体・健康・食肉利用可能な個体で頭数がまとまった場合	食品衛生法に基づく食肉処理業の営業許可を受けた施設であり、かつ道が策定した「エゾシカ衛生処理マニュアル」等を踏まえ、捕獲個体の衛生的な処理に努めている事業者の施設（道によるエゾシカ肉処理施設認証制度による認証施設を優先するが、認証施設以外であっても、HACCPに基づく衛生管理やトレーサビリティに取り組む施設での有効活用に配慮する）。	
	生体・健康・食肉利用可能な個体で頭数が少ない場合	同上	
一般廃棄物処理	ペットフード原料として利用できない個体	原則、事業者により焼却処理を実施。	

【アライグマの捕獲があった場合の対応】

くくりわなの架設は、特定外来生物であるアライグマが捕獲される可能性があることから、事業者は北海道に対し鳥獣法に基づくアライグマの捕獲許可申請を行い、あらかじめ許可証の交付を受け、捕獲があった場合には適切に処分する。

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画 位置図（日高・えりも地域）



実施区域（日高・えりも地域）

